

京都府相楽郡精華町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

◆議会基本条例制定

本町議会基本条例は、平成20年4月より具体的検討に入り、住民との意見交換等を経て、平成21年3月に可決するとともに、関連する条例・規則を整備したのち、翌年1月から施行した。

本町議会は、昭和年代から議案書の貸し出しなど、住民や議員にとって必要な改善策を講じてきた。平成21年に可決した議会基本条例も、それまでの取組みを制度化したものと今後の課題がほぼ半数ずつ混在している。

前文で理念をうたい、第1条で、目標を「開かれた議会」に設定し、その実現手段として「町民参加・町民との協働」「情報公開・説明責任」「議会機能の発揮」「政策提言・提案」の4つの柱を規定した。また、「町民」の概念として、町内の在勤・在学の個人・法人その他の団体に広げ、幅広い関係性を構築することとした。さらには、当時珍しかった「議員の防災活動」も規定した。

◆議会基本条例による議決権の追加など

議会基本条例では、任意的議決事項として、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点から、「基本構想・基本計画」「姉妹都市協定の締結」「各種宣言・憲章」などを追加し、議会の監視機能を強化した。

◆事務事業評価

予算決算常任委員会として、試行的に、平成27年度一般会計決算審査に際し、一般財源がほとんどの事業いわゆる町長・議会の裁量権がある7つの事務事業を抽出して「必要性」「公共性」「費用対効果」「成果」の視点で点数評価し、委員会の総意として、改善意見を付して町長に提出した。委員は議員の約半数で構成されているため、各党派で委員以外の議員の声も反映させる努力を尽くした。全委員から評価書を提出してもらい、集約したものを集中審議し、審議内容も併せて意見交換をした。今後は、議会全体で本格実施となるように検証し改善を図りたい。

◆休会中の委員会活動の活性化・所管事務調査

平成17年に、長の諮問機関である審議会の委員等に議員が就任することを廃止した。これは、二元代表制の一翼を担う議会議員が、長所管の審議会に属することは不相当であり、議会審議が形骸化することを避けるためである。その代替措置として、各種計画策定・改訂中の中間報告を進捗に応じて所管委員会で受け、議会としての意見を反映させることとした。また、休会中に議案にならない事項でも、現地視察を含む現状把握のため、所管事務調査を活性化させている。場合によっては、町外の府管轄事業に及ぶこともある。

なお、休会中での委員会事務調査内容の報告書は、提出を義務化し、次期の定例会議で全議員に配布している。

◆通年議会

休会中の委員会活動をフリーハンドで活性化させ、専決処分を原則廃止するという二大目的を実現すべく、平成26年9月に試行し、翌年9月から本格実

施している。毎年4月上旬から翌年3月30日頃までのおよそ350日の会期としている。いわゆる年度末専決以外は、議決を必要とし、町長との間に、より一層の緊張関係が生まれた。

◆各種研修会への参加・政務活動費の活用

議会基本条例による活性化策を重ねてきた結果、各議員の学習意欲が向上し、J I A Mや各種議員セミナーなどに積極的に参加する議員が増加し、議員の資質向上がみられる。研修報告義務があり、各議員が学んだ内容が、他の議員や行政側の研究心を促進し、委員会としての研究テーマが設定されつつある。本町議会では、政務活動費が月7000円のため、個人負担になっているケースも少なくない。また、各党派・議員ごとの先進地視察も積極的に取り組んでいる。なお、政務活動費の支出内容は、情報公開請求を経ずして何人も閲覧できることとしている。

◆予算決算・広報常任委員会の設置・複数

常任委員会への就任

従来は、3月に予算・9月に決算の特別委員会を設置していた。この方式の弱点である補正予算も含め一貫した監視活動を果たすために、平成19年に予算決算常任委員会を設置し、また、広報においても、活性化等を図るため、平成22年に常任委員会化を行った。平成25年5月の改選から定数削減(22名⇒18名、4名の減)となり、多様な意見を反映させた議論の単位として8人程度を標準とし、1人の議員が複数の常任委員会に就任することとした。予算決算と広報の常任委員会化により、現在では最大3つの常任委員会に就任する議員もある(議会運営委員会を除く)。

◆一般質問への一問一答制・反問権の導入

一括質問方式では、質問者・答弁者・傍聴者ともに「分かりづらい」との意見が出されたため、平成19年6月から一問一答方式を導入し、問題点が理解しやすく迫力も出てきた。また、町長・教育長に反問権を付与した。これまでに、数回活用されており、論点整理に役立っている。

◆議員報酬のあり方の提言

この間、兼業議員中心から専門化の傾向にあり、議長会提言や昨今の他の自治体の動向などを踏まえ、平成28年10月に町長宛てに「議員報酬のあり方」に関する提言書を提出した。この目的は、平成29年5月に一般選挙を控え、さらなる活性化の推進と全国的傾向である議員の担い手確保の妨げとなっている諸条件を少しでも改善させるためである。検討は、議会運営委員会が中心となり、党派単位の検討・議員活動実態調査の実施などに取組んだ。

2 住民に開かれた議会

◆議会基本条例制定に向けた住民との意見

交換会

前述の議会基本条例制定でも述べたように、本町議会は、昭和年代から各種の議会改革に取り組んできたが、今後の議会の方向性や取り組むべき課題などを示す議会基本条例制定に際し、議会で作成した議会基本条例の骨子(案)を住民へ示すため、平成21年1～2月にかけて小学校区ごとに意見交換会を開き、出された意見を再検討し、修正のうえ同年3月定例会で可決した。

◆議会報告会・意見交換会

当初は、校区単位の開催のみで、行政要望も多く出されていた。議会には、明確な答弁をする権限がないため、参加者数も減少気味だった。平成27年度から各種団体単位での報告会も開催している。平成28年度は、意見交換会にワールドカフェ方式を導入して、町民の能動的な意見表明の機会を設けている。これらの工夫の結果、参加者数も増加傾向に転じている。

◆インターネットの活用

定例会初日の7日前の議会運営委員会で確認された日程と一般(代表)質問通告書を、議会ホームページで公開している。また、本会議は、リアルタイムと録画中継を、委員会は設備の関係でリアルタイム中継のみを実施している。タイムリーな情報提供がなされ、住民からの反応も出ている。さらには、議長交際費の使途・政務活動費収支報告書の使途別一覧を、議会ホームページで公開している。

◆全会議の原則公開

議会基本条例の理念に沿って、会派代表者会議と全員協議会も正規の会議とするとともに、秘密会決定以外は公開しており、会議録も残している。

◆議会広報の取組み

議会だよりは、平成28年11月で154号(約39年)を数える。議会基本条例の柱である「情報公開・説明責任」を果たすため、また多くの住民に議会と町政への関心を高めてもらうために様々な工夫をしてきた。原稿作成を含む編集事務は、委員で分担している(一般質問第一原稿は、質問議員が執筆する)。議会のチェック機能を果たすため、過去の一般質問で「検討する」などの答弁があったものを「その後を追う」コーナーで行政の到達度を点検している。また、写真クラブによる「表紙写真の提供」、ボランティア団体を紹介する「街をつくる人」、児童生徒の作品発表の場としての「ギャラリー華」など、住民との協働で紙面を作成している。その結果、平成26年度全国町村議会広報コンクールにて「奨励賞」を受賞し、多くの視察研修を受け入れている。

◆政治倫理条例の制定

議員自らが襟を正すため、平成25年3月に議会の政治倫理条例を制定した。審査請求要件を可能な限り簡便にするとともに、外部委員による審査会を設置している。

◆議会図書室の充実と住民開放

毎年新規図書の購入・更新を進め、議員の政務調査活動に貢献している。また、住民への情報公開の一環として、閲覧に限定されるが住民開放している。

◆議会への参考人招致

陳情・要望を委員会付託する基準を設け、それに合致した案件は、付託必須の請願も含め、可能な限り委員会で提出者の意見聴取に取り組んでいる。

3 地域振興のために特別な取組みをした議会

◆第5次総合計画策定への提言

町の総合計画改定作業に議会としての意見を反映させるため、平成24年に全議員による特別委員会を設置し、分野ごとに第4次総合計画の到達の検証と課題を整理したものを「提言」として町長に提出した。分科会では、事実上の

自由討議的な手法で、町の将来像を討議した。

◆事務事業評価

平成28年度に予算決算常任委員会が取組んだ平成27年度一般会計決算の事務事業評価は、町の産業や住民生活にかかわるものもある。項目によっては、かなり厳しい評価もあえて行い、町政のさらなる発展をめざしている。将来的には、新規条例の提出や既存条例の改正などにつながることを期待している。

◆議会基本条例による防災活動

議会基本条例の第5条に議員の防災活動を明記し、この具体的内容を規定した「災害時における議会の対応規程」を平成25年3月に定めた。町の警戒・対策本部のレベルに応じて、議員の安否確認・会派代表の招集・全議員の招集、また現地情報の収集・提供・交換を内容としている。幸いに震災は経験していないが、豪雨時に何度か機能させている。